

妊娠届出時のアンケートによる妊婦支援の新たな取組みについて

1. 目的

虐待の発生及び深刻化を予防するため、養育支援を特に必要とする妊婦(以下「特定妊婦()」)という)へ、保健師などの専門職が産前から関わり支援することが求められている。そうした事から、妊娠期から特定妊婦を把握し、産前産後にかけて支援していく体制を整える事を目的とする。

- () 特定妊婦について：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(児童福祉法第6条の3の5)。
具体的には、望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患、支援者の不在などの妊婦をいう。

2. アンケートの実施方法とその後の対応について

妊娠届出時に、妊婦家庭の状況を把握するためのアンケートを実施する。また、妊娠届出書の様式を一部改正し特定妊婦を把握する項目を加える。

アンケート等により得た個人情報から特定妊婦を把握した場合は、保健師等による状況確認・フォローを行い、妊娠期からの新たな支援を行い、虐待予防の取組みの充実を図る。

3. 特定妊婦の可能性の高い項目について

- (1) 従前から妊娠届出書により把握している項目

10代の妊娠 40歳以上の初産 週数22週以降の妊娠届出 多胎妊娠

- (2) 新たにアンケートから把握する項目

望まない妊娠 相談者・支援者の有無

4. 実施場所(8か所)

妊娠届出書を受付け、母子健康手帳を発行している以下の窓口で行う。

台東保健所 浅草保健相談センター 戸籍住民サービス課
区民事務所(3か所)・同分室(2か所)

5. 実施開始日 平成26年10月1日